

# 原子力災害に備えた 東海村住民避難計画

令和 5 年 1 2 月策定

令和 7 年 3 月改定

東 海 村

## はじめに

### 第1章 総則

1. 計画策定の趣旨 ..... 1
2. 計画の位置付け ..... 1
3. 計画の対象となる原子力事業所，原子力災害対策重点区域及び地区並びに基本的考え方 ..... 1

### 第2章 「第1編 広域避難計画」及び「第2編 屋内退避及び避難誘導計画」における共通事項

1. 緊急事態区分等に応じた防護措置 ..... 2
2. 避難所の確保 ..... 3
3. 輸送手段の確保 ..... 3
4. 広報の基本方針 ..... 3
5. 避難所及び避難経路所兼基幹避難所の開設と運営 ..... 5
6. 避難状況の確認 ..... 6
7. 複合災害時の対応 ..... 7
8. 複数施設での同時発災時の対応 ..... 7
9. 感染症流行下における防護措置の実施 ..... 7

## 第1編 広域避難計画

### 第1章 基本的事項

1. 対象事業所及び対象地区 ..... 10
2. 避難先 ..... 10
3. 避難経路 ..... 10
4. 一時集合場所 ..... 10
5. 防護措置 ..... 10

### 第2章 村民の避難等に係る通報連絡・広報

1. 警戒事態の通報連絡 ..... 11
2. 施設敷地緊急事態の通報連絡 ..... 11
3. 全面緊急事態の通報連絡 ..... 12

### 第3章 村民の避難体制

1. 村民の避難 ..... 12
2. 児童等の避難 ..... 13
3. 要配慮者の避難 ..... 13
4. 一時滞在者（観光客等）の避難 ..... 14

### 第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査・簡易除染

1. 安定ヨウ素剤の配布・服用 ..... 14
2. 避難退域時検査・簡易除染の実施 ..... 14

### 第5章 現地災害対策本部の設置

1. 現地災害対策本部の設置 ..... 15

## 第2編 屋内退避及び避難誘導計画

### 第1章 基本的事項

1. 対象事業所及び対象地区 ..... 17

|                 |    |
|-----------------|----|
| 2. 避難先          | 17 |
| 3. 避難経路         | 17 |
| 4. 一時集合場所       | 17 |
| 5. 防護措置         | 18 |
| 6. 緊急時モニタリングの実施 | 19 |

## 第2章 村民の避難等に係る通報連絡・広報

|                  |    |
|------------------|----|
| 1. 警戒事態の通報連絡     | 20 |
| 2. 施設敷地緊急事態の通報連絡 | 20 |
| 3. 全面緊急事態の通報連絡   | 21 |
| 4. O I Lに基づく通報連絡 | 21 |

## 第3章 村民の屋内退避、避難及び一時移転の体制

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1. 村民の屋内退避、避難及び一時移転     | 21 |
| 2. 児童等の屋内退避、避難及び一時移転    | 22 |
| 3. 要配慮者の屋内退避、避難及び一時移転   | 22 |
| 4. 一時滞在者（観光客等）の避難及び一時移転 | 23 |

## 第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査・簡易除染

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 安定ヨウ素剤の配布・服用    | 23 |
| 2. 避難退域時検査・簡易除染の実施 | 24 |

## 資料編

|                                                              |    |
|--------------------------------------------------------------|----|
| 資料1. 原子力災害対策重点区域の範囲                                          | 26 |
| 資料2-1. 日本原子力発電(株)東海第二発電所での発災時における避難先                         | 27 |
| 資料2-2. 日本原子力発電(株)東海第二発電所での発災時における避難経路等                       | 28 |
| 資料2-3. 日本原子力発電(株)東海第二発電所での発災時における一時集合場所                      | 30 |
| 資料2-4. 日本原子力発電(株)東海第二発電所での発災時における避難退域時検査場所                   | 31 |
| 資料3-1. 原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）での発災時における避難先    | 32 |
| 資料3-2. 原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）での発災時における避難経路等  | 33 |
| 資料3-3. 原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）での発災時における一時集合場所 | 35 |
| 資料4-1. 原子燃料工業(株)（加工施設）での発災時における避難先                           | 36 |
| 資料4-2. 原子燃料工業(株)（加工施設）での発災時における一時集合場所                        | 36 |
| 資料5-1. 三菱原子燃料(株)（加工施設）での発災時における避難先                           | 37 |
| 資料5-2. 三菱原子燃料(株)（加工施設）での発災時における避難経路等                         | 37 |
| 資料5-3. 三菱原子燃料(株)（加工施設）での発災時における一時集合場所                        | 38 |
| 資料6. 村内のモニタリングポスト設置場所                                        | 39 |
| （参考）用語の解説                                                    | 40 |

# はじめに

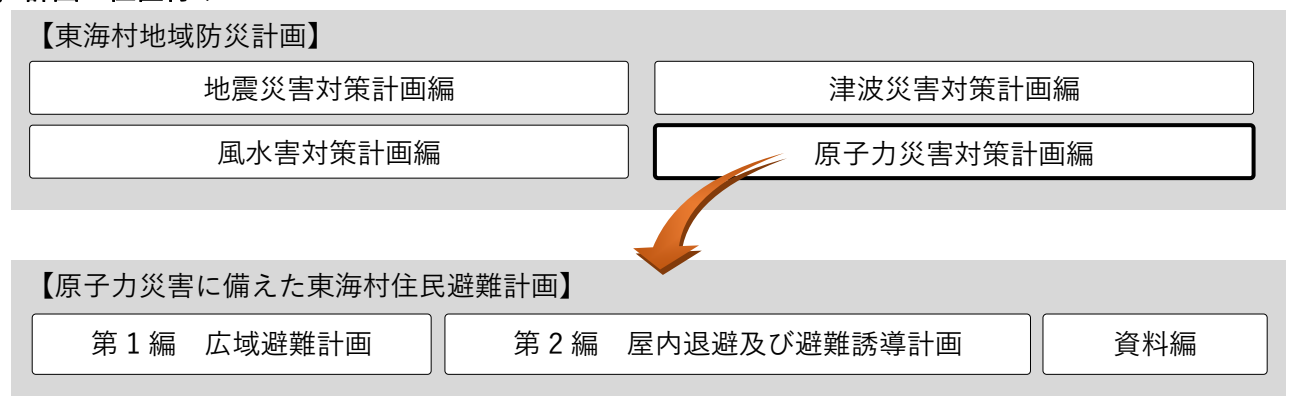
## 第1章 総則

### 1. 計画策定の趣旨

本計画は、発電用原子炉施設をはじめ、試験研究用等原子炉施設、再処理施設、加工施設等、多種多様な原子力施設が集積する本村において、これらの原子力施設における重大事故により原子力災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、村民への放射線の重篤な確定的影響の回避又は最小化及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするを目的に定めるものである。

原子力災害発生時における防護措置の実施に当たっては、村の全域又は一部が「PAZ」又は「UPZ」の2種類の原子力災害対策重点区域に含まれることから、全ての村民は、発災施設ごとに異なる初動対応が必要であり、PAZに係る予防的防護措置を定めた「広域避難計画」とUPZに係る緊急防護措置を定めた「屋内退避及び避難誘導計画」の住民理解が肝要であるという観点から、本計画は、両計画の共通項目を整理し、及び一体化した計画として取りまとめるものとする。

### 2. 計画の位置付け



### 3. 計画の対象となる原子力事業所、原子力災害対策重点区域及び地区並びに基本的考え方

#### (1) 原子力事業所、原子力災害対策重点区域及び対象地区

| 対象計画 | 原子力事業所                                  | 原子力災害対策重点区域        |                         | 対象地区                  |
|------|-----------------------------------------|--------------------|-------------------------|-----------------------|
|      |                                         | 重点区域を設定する<br>原子力施設 | 重点区域の範囲                 |                       |
| 第1編  | 日本原子力発電株式会社<br>東海第二発電所                  | 発電用原子炉施設           | PAZ：約5km<br>(UPZ：約30km) | 村内全域                  |
| 第2編  | 国立研究開発法人日本原子力<br>研究開発機構<br>原子力科学研究所     | 試験研究用等原子炉施設        | UPZ：約5km                | 村内全域                  |
|      | 国立研究開発法人日本原子力<br>研究開発機構<br>核燃料サイクル工学研究所 | 再処理施設              | UPZ：約5km                | 村内全域                  |
|      | 原子燃料工業株式会社<br>東海事業所                     | 加工施設               | UPZ：約500m               | 押延区、緑ヶ丘区、<br>須和間区、川根区 |
|      | 三菱原子燃料株式会社                              | 加工施設               | UPZ：約1km                | 船場区、舟石川一<br>区、外宿一区    |

## (2) 基本的考え方

- ・ 避難先及び避難経路をあらかじめ明示
- ・ 自家用車による村民の避難を基本
- ・ 避難行動要支援者等の安全かつ迅速な避難のために自家用車のほか、バス、福祉車両、自衛隊車両等を活用
- ・ 安否不明者がいる場合には可能な限り継続して安否調査
- ・ 避難拒否者（残留希望者、避難不可者等）がいる場合には可能な限り動向を把握
- ・ 村民への情報伝達、迅速な防護措置の実施、段階的避難及び避難行動要支援者への配慮を重視
- ・ 「第1編 広域避難計画」においては、村の全域がP A Z内に含まれるため、村民は緊急時活動レベル（E A L）に基づく避難を実施
- ・ 「第2編 屋内退避及び避難誘導計画」においては、村の全域又は一部がU P Z内に含まれるため、村民は緊急時活動レベル（E A L）に基づく屋内退避及び運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難又は一時移転を実施

## 第2章 「第1編 広域避難計画」及び「第2編 屋内退避及び避難誘導計画」における共通事項

### 1. 緊急事態区分等に応じた防護措置

#### (1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であり、このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにしている。

これらの緊急事態区分に該当するか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（E A L）を設定している。

#### (2) 運用上の介入レベル（O I L）

放射性物質放出後における防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（O I L）を設定している。

#### (3) 防護措置の実施

「(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）」を踏まえ、村は、原子力施設において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に、国、県からの要請、指示又は独自の判断により、村民に対して、緊急事態区分に応じた要請又は指示を段階的に実施する。

また、「(2) 運用上の介入レベル（O I L）」を踏まえ、原子力施設での事故発生により放射性物質が放出された場合には、国（緊急時モニタリングセンター）が実施する緊急時モニタリングによる空間放射線量率の測定結果を、O I Lに照らし合わせ、村民に対して、避難又は一時移転等の指示を実施する。

|                       |                  | 放射性物質放出前         |          |               | 放射性物質放出後<br>(OILの基準値超) |
|-----------------------|------------------|------------------|----------|---------------|------------------------|
|                       |                  | 警戒事態             | 施設敷地緊急事態 | 全面緊急事態        |                        |
| 【第1編】<br>広域避難計画       | 村民               | 関係機関からの<br>情報に注意 | 避難準備     | 避難            | —                      |
|                       | 施設敷地緊急事態<br>要避難者 | 避難準備             | 避難       | —             | —                      |
| 【第2編】<br>屋内退避及び避難誘導計画 | 村民               | 関係機関からの<br>情報に注意 | 屋内退避準備   | 屋内退避          | 避難・一時移転                |
|                       | 施設敷地緊急事態<br>要避難者 | 情報収集             | 屋内退避準備   | 屋内退避・<br>避難準備 | 避難・一時移転                |

## 2. 避難所の確保

### (1) 避難所の確保

村は、避難先自治体等の協力を得てあらかじめ避難所を確保する。避難所を確保する際の面積の目安は、県が定めた「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を踏まえるものとする。

### (2) 村民への事前周知

村は、一時集合場所、避難先等について、避難経路等とあわせて村民に事前に周知する。

## 3. 輸送手段の確保

村民は、自家用車での避難を原則とするが、自家用車での避難が困難な要配慮者等の避難に備え、村は、県からの協力を受けながらバス、福祉車両、自衛隊車両等の避難車両を確保するものとし、避難車両の確保に向けては、県が整備する「茨城県バス等配車オペレーションシステム」により、県に協力要請を行う。

## 4. 広報の基本方針

村は、事故発生時の村民の混乱を防止し、適切な行動を促すため、村民への情報発信、避難指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、関係周辺市町村及び防災関係機関と密接に連携して広報を行う。

### (1) 情報の伝達手段

情報の伝達手段は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、X(旧 Twitter)、

Facebook, LINE, Yahoo!防災速報, 防災情報ネットワークシステム, 村・消防団の広報車等により, 広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し, 繰り返し広報する。

## (2) 広報のタイミング

事故等の発生時における広報は, 緊急事態区分や運用上の介入レベル(O I L)に応じ, 分かりやすく正確で迅速な広報を行うとともに, 情報の空白期間が生じないように, 特段の状況変化がなくても, 定期的な情報提供に心がける。

また, 広報媒体間における情報発信にタイムラグが生じないように, 複数の媒体の同時配信に努める。

さらには, 流言飛語の発生や交通混雑等を防止するため, 村民全体を対象として広報を行う。

## (3) 広報の内容

情報の提供に際しては, 情報の発信元を明確にし, わかりやすい広報に心がけるとともに, 視聴覚障がい者, 外国人等にも配慮し, テレビ, ラジオ等における字幕や文字放送, 外国語による放送等を実施する。

また, 村民に情報が十分に行き渡るよう, あらかじめ作成する広報文例に従い, 状況に応じて次の事項についての広報を実施する。

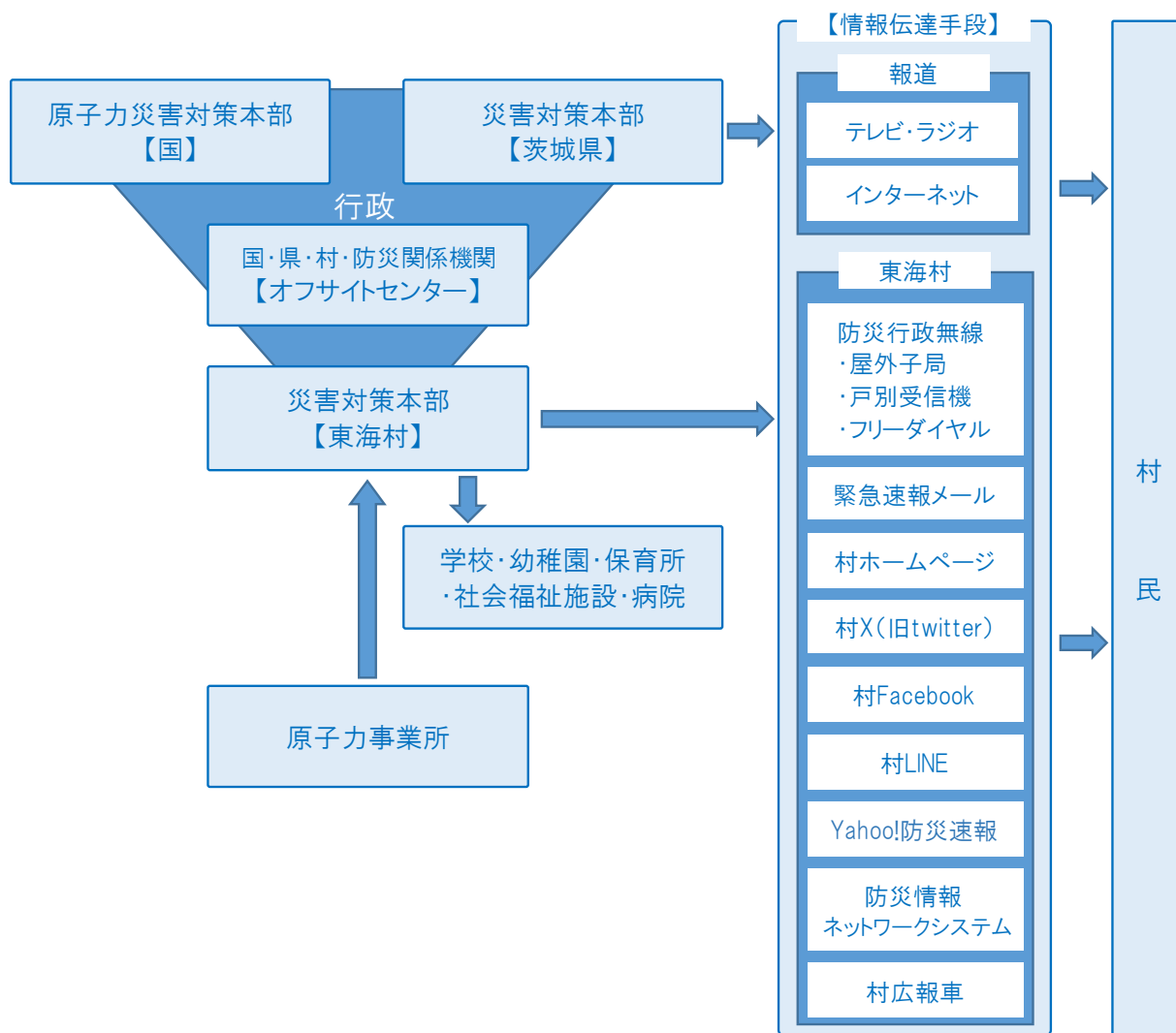
- ア 事故の状況及び環境への影響
- イ 村, 国, 県及び防災関係機関の対応状況
- ウ 村民の取るべき行動及び注意事項
- エ 避難のための一時集合場所及び避難先
- オ その他必要な事項

## (4) 村民問合せ窓口

外国人も含めた村民からの問合せ等に対応するため, 災害対策本部内に設置する。

## (5) 避難誘導に係る情報の提供

村民の避難誘導に当たっては, 避難先や避難退域時検査場所の所在, 災害の概要, その他避難に資する情報の提供を行う。



## 5. 避難所及び避難経由所兼基幹避難所の開設と運営

### (1) 避難所

#### ア 開設と運営

村は、避難者、ボランティア等の協力を得て避難所の開設、避難者の受入業務を行い、その後の避難所運営においては、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置するなど適切な対応に努めるものとする。

なお、村外へ避難等を実施する場合においては、避難等の開始当初は、村は、村民の送り出しに全力をあげなければならないため、避難先自治体が避難所の開設、避難者の受入れを行い、村は、できるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難先自治体から避難所の運営の移管を完了させるものとする。なお、避難所の施設管理は、運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

避難者が避難所の受入れ可能人数を超えるなど、避難所の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合は、県、村及び避難先自治体は、協議・調整の上、他の避難所を確保するものとする。

#### イ 避難物資の確保

県及び村は、避難に際して必要となる食糧、毛布、パーティション等について、県及び村が備蓄

する物資を活用するほか、必要に応じて国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保するものとする。また、関係機関や他地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、国と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

#### ウ 避難者名簿の作成

村は、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するものとする。

#### エ 避難が長期化した場合の対応

避難が長期化する場合に備え、県は、国及び村と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備するものとする。

県、国及び村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難者の住環境の向上に努めるものとする。

#### オ ボランティアの受入れ

村は、国、県、関係団体等と協力し、避難者の避難生活に係るニーズを把握し、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。

### (2) 避難経由所兼基幹避難所

村外への避難において、避難先における村民の混乱回避並びに避難所開設の効率化及び負担軽減を目的に、避難先自治体は避難先自治体内の分かりやすい場所に避難経由所兼基幹避難所を開設し、避難者への情報提供や避難所への誘導を行い、村はできるだけ早期に職員を避難経由所兼基幹避難所に派遣し、避難先自治体から避難経由所兼基幹避難所の運営の移管を完了させるものとする。

なお、避難経由所兼基幹避難所の施設管理は、運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

## 6. 避難状況の確認

### (1) 村民避難の確認

村は、警察、自衛隊等の協力を得て、村民避難の実施状況を確認する。

### (2) 避難所以外に避難した者の安否確認

村は、指定避難所以外の血縁者、知人宅等に避難した村民が、その旨を役場の代替施設に申告すること等、安否確認の手段等についてあらかじめ検討しておく。

### (3) 避難状況の把握

村は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

### (4) 避難拒否者への対応

避難を拒否する村民がいた場合、村は、県及び防災関係機関と連携し、可能な限り動向を見守る。

### (5) 治安の確保等

村は、緊急事態応急対策実施区域における治安の確保、火災の予防等について、警察等関係機関と協議し、パトロールを行う。

## 7. 複合災害時の対応

### (1) 避難先が被災した場合の対応

避難先地域が被災し避難の受入れが困難となった場合には、県等関係自治体や国と協議し、一時的な避難先の確保に努めるとともに、早期に第二の避難先を確保する。

### (2) 被災した道路情報等の提供

村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、村民、県等関係自治体、国、関係機関等に迅速に提供する。

## 8. 複数施設での同時発災時の対応

複数の原子力施設が同時に発災した場合には、村民の2段階の避難を避けるため、あらかじめ原子力災害対策重点区域の範囲が大きい原子力施設に係る防護措置を採ることとする。

## 9. 感染症流行下における防護措置の実施

感染症流行下において原子力災害が発生した場合、村は、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の防護措置を行う。

なお、避難所における感染症防止対策については、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なるところはないことを踏まえ、必要な対策を行う。

### (1) 屋内退避時における対策

自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は、原則換気を行わないよう周知する。

また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合にも密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。

ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めることとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。

### (2) 一時集合場所における対策

一時集合場所を開設する場合には、十分な間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所へ受付を設置するなど、密閉・密集・密接を避けることとし、受付では、マスク着用の確認、手指消毒及び健康状態の確認を行う。

また、受付で実施する健康状態の確認結果を踏まえ、濃厚接触者、発熱・咳等のある者と、それ以外の者は可能な限り分離することとし、別な部屋で隔離できない場合は、同部屋でも十分な間隔を確保することや、間仕切り等を設置するなど、感染防止に努める。

### (3) 避難車両における対策

避難を実施する場合には、濃厚接触者、発熱・咳等のある者と、それ以外の者がそれぞれ混在して避難車両に乗車することがないように、可能な限り車両を分離させることとし、乗車時には、マスク着用確認及び手指消毒を実施する。

また、濃厚接触者、発熱・咳等のある者を輸送する場合には、可能な限り、乗車人数を抑え、ビニールシート等で区切り個々人を隔離するなど、感染予防に努めるとともに、家族や同一施設の入所者等を、隣接した席に着座させるなど、普段から行動を同一にする者がまとまって着座できるよ

う、可能な限り配慮する。

なお、避難時の車内では、十分な間隔の確保、マスク着用、無用な会話や密を避けられない場所での飲食を控えるなどを徹底するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、UPZ内を越えるまで窓の開放等による換気は行わない。

#### (4) 避難所における感染症対策

避難所を開設した場合には、十分な間隔を確保できる広い場所に受付を設置するなど、密閉・密集・密接を避けることとし、受付では、マスク着用の確認、手指消毒及び健康状態の確認を行う。

また、受付で実施する健康状態の確認結果を踏まえ、濃厚接触者、発熱・咳等のある者と、それ以外の者はそれぞれ滞在スペースや動線を分け、濃厚接触者、発熱・咳等のある者は可能な限り個室とする。やむを得ず、濃厚接触者同士、あるいは発熱・咳等のある者同士を同室とする場合は、十分な間隔を確保する、間仕切りを設置する等の工夫をし、飛沫感染の防止に努めるとともに、家族や同一施設の入所者等、普段から行動を同一にする者がまとまって配置されるよう配慮する。

なお、避難所に避難後、避難先において追加的な屋内退避の指示がなされていない場合には、定期的に換気を実施する。

# 第 1 編 広域避難計画

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 対象事業所及び対象地区

| 対象事業所       |         | 原子力災害対策<br>重点区域の範囲                     | 対象地区 | 対象人口※    |
|-------------|---------|----------------------------------------|------|----------|
| 日本原子力発電株式会社 | 東海第二発電所 | P A Z : 約 5 k m<br>(U P Z : 約 3 0 k m) | 全地区  | 38,317 人 |

※対象人口：住民基本台帳（令和7年1月1日）

### 2. 避難先

東海第二発電所の原子力災害対策重点区域は、P A Z 約 5 km、U P Z 約 3 0 km であり、概ね村の全域が P A Z に該当し、村民が避難を実施する場合は、取手市、守谷市及びつくばみらい市を避難先とする。

### 3. 避難経路

村は、東海第二発電所での発災時における村外避難に使用する避難道路をあらかじめ設定する。

また、自然災害との複合災害時には、避難道路のうち、使用可能な道路を使用する。なお、県及び村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、迅速に村民に提供するものとする。

### 4. 一時集合場所

村は、要配慮者、避難行動要支援者及び自力では避難できない村民の避難のため、あらかじめ一時集合場所を設定する。

### 5. 防護措置

村は、東海第二発電所において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に、国、県からの要請、指示又は独自の判断により、村民に対して、緊急事態区分に応じた要請又は指示を段階的に実施する。

村民は、村からの要請又は指示を受け、施設敷地緊急事態の段階で避難準備を開始し、全面緊急事態の段階で避難を開始する。また、施設敷地緊急事態要避難者は、警戒事態の段階で避難準備を開始し、施設敷地緊急事態の段階で避難を開始する。

なお、予防的な避難を行うことにより、健康リスクが高まる要配慮者は、無理な避難を行わず、放射線防護対策を講じた施設において屋内退避を行う。

|                  |              |                                     |                  | 放射性物質放出前            |                          |           |  |
|------------------|--------------|-------------------------------------|------------------|---------------------|--------------------------|-----------|--|
|                  |              |                                     |                  | 警戒事態                | 施設敷地緊急事態                 | 全面緊急事態    |  |
| 村民               |              |                                     |                  | 関係機関からの<br>情報に注意    | 避難準備                     | 避難        |  |
| 児童・生徒            |              |                                     |                  | 保護者への引渡し            | 避難準備                     | 避難        |  |
| 要<br>配<br>慮<br>者 | 施設敷地緊急事態要避難者 | 病院等入院患者<br>社会福祉施設入所者<br>在宅の避難行動要支援者 | 避難準備             | 避難                  | 引渡しが未了の児童・生徒は、<br>学校から避難 |           |  |
|                  |              | 上記のうち避難の実施により<br>健康リスクが高まる者         | 避難準備             | 放射線防護対策施設<br>にて屋内退避 |                          |           |  |
|                  |              | 外国人                                 | 関係機関からの<br>情報に注意 | 避難準備                | 避難                       |           |  |
|                  | 一時滞在者（観光客）   |                                     |                  |                     | 関係機関からの<br>情報に注意         | 重点区域外への退避 |  |

## 第2章 村民の避難等に係る通報連絡・広報

### 1. 警戒事態の通報連絡

#### (1) 原子力事業者が行う通報

東海第二発電所において警戒事態が発生した場合は、東海第二発電所の原子力防災管理者は、直ちに村、県をはじめ、関係周辺市町村、県警察本部、消防機関、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という）、国の関係機関等に通報し、通報を受けた村は、指定地方公共機関及び避難先となる市に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡するとともに、村民に対して広報を実施する。

#### (2) 国が行う要請

国は、警戒事態に該当すると判断した場合は、直ちに関係地方公共団体等に必要な要請を行い、要請を受けた村は、避難先となる市に対し、避難所及び避難経路所兼基幹避難所開設並びに現地災害対策本部設置の可否について確認する。

#### (3) 放射線監視における異常検知時に知事が行う連絡

県は、「(1) 原子力事業者が行う通報」がない場合において、平常時から実施している放射線監視において異常が検知された場合は、直ちに原子力防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、日本原子力発電株式会社に対し事実関係、事故状況等を確認する。

### 2. 施設敷地緊急事態の通報連絡

#### (1) 原子力事業者が行う通報

東海第二発電所において原子力災害対策特別措置法第10条に定める事象が発生した場合は、東海第二発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画の定めるところにより、直ちに村、県をはじめ、官

邸，原子力規制委員会，関係周辺市町村，県警察本部，消防機関，海上保安庁茨城海上保安部，原子力防災専門官，支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付し，通報を受けた村は，指定地方公共機関及び避難先となる市に対し，必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡するとともに，村民に対して広報を実施する。

#### (2) 国が行う要請

国は，施設敷地緊急事態に該当すると判断した場合は，直ちに関係地方公共団体等に，必要な要請を行い，要請を受けた村は，避難先となる市に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難等を伝えるとともに，県及び周辺市町村とともに，オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避状況の把握を担う機能班等に職員を配置することにより，常時継続的に必要な情報共有を図る。

#### (3) オフサイトセンターに派遣した職員との連絡

村は，オフサイトセンターに派遣した職員に対し，村が行う緊急事態応急対策の実施に必要な活動の状況，被害の状況に関する情報を随時連絡する。

### 3. 全面緊急事態の通報連絡

#### (1) 原子力事業者が行う通報

東海第二発電所において原子力災害対策特別措置法第15条に定める事象が発生した場合は，東海第二発電所の原子力防災管理者は，防災業務計画の定めるところにより，直ちに村，県をはじめ，官邸，原子力規制委員会，関係周辺市町村，県警察本部，消防機関，海上保安庁茨城海上保安部，原子力防災専門官，支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付し，通報を受けた村は，指定地方公共機関及び避難先となる市に対し，必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡するとともに，村民に対して広報を実施する。

#### (2) 国が行う指示

国は，全面緊急事態に該当すると判断した場合は，直ちに関係地方公共団体等に，避難等の指示を行い，指示を受けた村は，避難先となる市に対し，全村民の避難を伝えるとともに，県及び周辺市町村とともに，オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握，モニタリング情報の把握，医療関係情報の把握，住民避難・屋内退避状況の把握を担う機能班等に職員を配置することにより，常時継続的に必要な情報共有を図る。

#### (3) オフサイトセンターに派遣した職員との連絡

村は，オフサイトセンターに派遣した職員に対し，村が行う緊急事態応急対策の実施に必要な活動の状況，被害の状況に関する情報を随時連絡する。

## 第3章 村民の避難体制

### 1. 村民の避難

村民は，事故の状況が施設敷地緊急事態に至り，避難準備の要請が発せられた段階で避難準備を実施し，事態が進展して全面緊急事態に至り，避難の指示が発せられた段階で避難を開始する。

避難の原則は，自家用車とし，渋滞の抑制や避難先での駐車場の確保の観点から，可能な限り複数人の乗り合いにより避難をする。

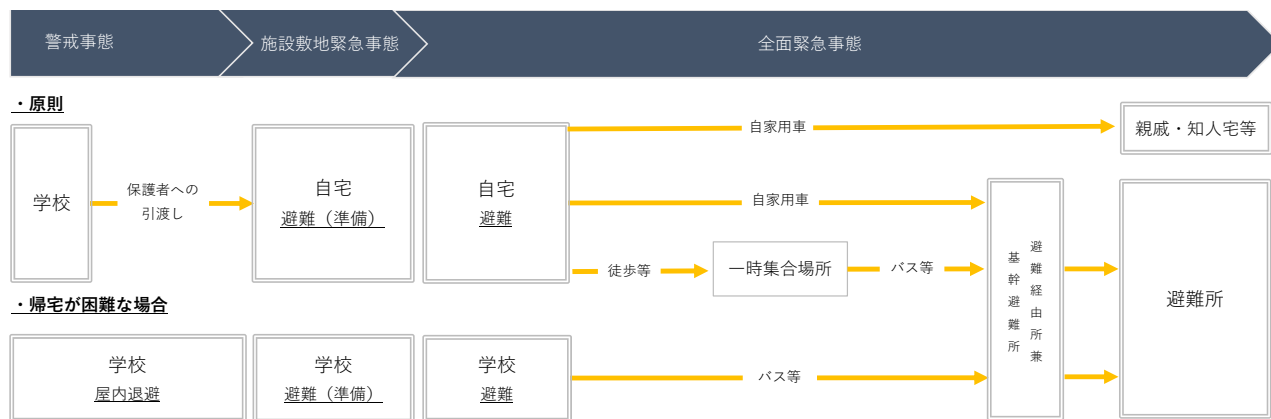
また，自家用車を持たないあるいは自家用車を使用しない村民は，一時集合場所へ移動したのち，手配されたバス等により避難を実施する。



## 2. 児童等の避難

幼稚園，保育園，学校等（以下「学校等」という。）の管理者は，あらかじめ定めた避難マニュアル等により，警戒事態の段階で園児，児童，生徒等（以下「児童等」という。）の保護者への引渡しを行う。

学校等からの帰宅が困難又は保護者への引渡しができない児童等は，学校等で屋内退避するものとし，避難の必要が生じた場合は，手配されたバス等により避難を実施する。



## 3. 要配慮者の避難

要配慮者のうち，避難の実施に通常以上の時間を要する施設敷地緊急事態要避難者は，事故発生事業所の状況が警戒事態に至り，避難準備の要請が発せられた段階で避難準備を実施し，事態が進展して施設敷地緊急事態に至り，避難の指示が発せられた段階で避難を開始する。

### (1) 在宅の避難行動要支援者の避難

ア 避難行動要支援者は，あらかじめ定めた「個別避難計画」などにより，村職員，関係機関職員等の支援を得て，村内の一時集合場所に移動し，手配されたバス等により村外の避難所へ避難する。また，避難の実施にストレッチャー対応車両，車イス対応車両等の福祉車両が必要な要支援者の避難は，手配された福祉車両で，村職員，関係機関職員等の支援を得て，自宅から直接避難を実施する。

イ 受入先の調整に時間を要する場合や安全な搬送手段が確保されるまでの間は，放射線防護対策施設で屋内退避を実施する。

### (2) 病院等入院患者，社会福祉施設入所者の避難

ア 施設管理者は，村及び県と連携し，あらかじめ定めた受入施設等に受入れを要請し，準備が整い次第，施設所有の車両等により入院患者等を避難させる。

イ 受入先の調整に時間を要する場合や安全な搬送手段が確保されるまでの間は，施設内で屋内退避

を実施することとし、放射線防護対策を講じていない病院・社会福祉施設の入院患者・入所者は、県又は村が整備した放射線防護対策施設にて屋内退避を実施する。



#### 4. 一時滞在者（観光客等）の避難

##### (1) 帰宅勧告

県及び村は、観光客等の一時滞在者に対して、警戒事態の段階で帰宅することを勧告し、報道機関、観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

##### (2) バス等による避難

避難が指示された段階で一時滞在者が帰宅できない場合は、最寄りの一時集合場所から村民とともにバス等による避難を行う。その際、村は一時滞在者に対して、状況に応じて備蓄している安定ヨウ素剤を避難の際に服用させる。

### 第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査・簡易除染

#### 1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

##### (1) 服用の指示

ア 村は、施設敷地緊急事態の段階において、安定ヨウ素剤が事前に配布された村民に対し、安定ヨウ素剤を手元に置くように指示する。

イ 村は、全面緊急事態の段階において、原子力規制委員会の判断又は独自の判断により、直ちに安定ヨウ素剤の服用を指示する。

ウ 安定ヨウ素剤の服用不適切者等は、安定ヨウ素剤の服用をせず、避難を開始する。

##### (2) 緊急時における配布

ア 村民は、事前配布した安定ヨウ素剤を紛失している、外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、身近に安定ヨウ素剤がない村民や一時滞在者については、避難の際に村から緊急配布される安定ヨウ素剤を服用し避難する。

イ 安定ヨウ素剤の緊急配布場所は、一時集合場所を原則とするほか、村は、県と協議の上、避難経路上等の適切な場所に緊急配布場所を設ける。

#### 2. 避難退域時検査・簡易除染の実施

村民の避難が完了する前に放射性物質が放出された場合には、避難した村民や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するため、県は、国、指定公共機関

及び原子力事業者等と連携協力し、国が定める手順に従い避難退域時検査及び除染を実施する。

なお、検査実施場所は、避難指示を受けた村民の避難経路に面する原子力災害対策重点区域の境界周辺を基本にあらかじめ選定する。

## 第5章 現地災害対策本部の設置

### 1. 現地災害対策本部の設置

#### (1) 設置目的

東海第二発電所の発災時は、村の全域が直ちに避難する必要がある、また、避難先が遠方であることから、村は、避難所及び避難経由所兼基幹避難所の運営に係る避難先自治体との協議・調整等を目的とした現地災害対策本部を設置する。

#### (2) 設置先

| 設置先       | 住所            |
|-----------|---------------|
| 取手市役所藤代庁舎 | 茨城県取手市藤代700番地 |

## 第 2 編 屋内退避及び避難誘導計画

## 第1章 基本的事項

### 1. 対象事業所及び対象地区

| 対象事業所                                   |         | 原子力災害対策<br>重点区域の範囲 | 対象地区                  | 対象人口※   |
|-----------------------------------------|---------|--------------------|-----------------------|---------|
| 国立研究開発法人日本原子力<br>研究開発機構<br>原子力科学研究所     | JRR-3   | UPZ：約5km           | 全地区                   | 38,317人 |
| 国立研究開発法人日本原子力<br>研究開発機構<br>核燃料サイクル工学研究所 | 東海再処理施設 | UPZ：約5km           | 全地区                   | 38,317人 |
| 原子燃料工業株式会社<br>東海事業所                     | 加工施設    | UPZ：約500m          | 押延区，緑ヶ丘区，<br>須和間区，川根区 | 3,076人  |
| 三菱原子燃料株式会社                              | 加工施設    | UPZ：約1km           | 船場区，舟石川一<br>区，外宿一区    | 7,034人  |

※対象人口：住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

### 2. 避難先

原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）の原子力災害対策重点区域はUPZ約5kmであり、概ね村の全域がUPZに該当し、村民が避難を実施する場合は、常陸太田市，高萩市，那珂市，常陸大宮市，城里町及び大子町を避難先とする。

原子燃料工業（加工施設）の原子力災害対策重点区域の範囲はUPZ約500mであり、村内の押延区，緑ヶ丘区，須和間区及び川根区がUPZに該当し、村民が避難を実施する場合は、原子力災害対策重点区域外の村内を避難先とする。

三菱原子燃料（加工施設）の原子力災害対策重点区域の範囲はUPZ約1kmであり、村内の舟石川一区，船場区及び外宿一区がUPZに該当し、村民が避難を実施する場合は、原子力災害対策重点区域外の村内，日立市，常陸太田市及びひたちなか市を避難先とする。

### 3. 避難経路

村は、原子力科学研究所（JRR-3），核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）及び三菱原子燃料（加工施設）での発災時における村外避難に使用する主な避難道路をあらかじめ設定する。

また、自然災害との複合災害時においては、あらかじめ設定した避難経路のうち、使用可能な道路を使用する。なお、県及び村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、迅速に村民に提供するものとする。

### 4. 一時集合場所

村は、要配慮者，避難行動要支援者及び自力では避難できない村民の避難のため、あらかじめ一時集合場所を設定する。

## 5. 防護措置

### (1) 事故等の発生から放射性物質放出までにおける防護措置

村は、原子力施設において放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に、国、県からの要請、指示又は独自の判断により、村民に対して、緊急事態区分に応じた要請又は指示を段階的に実施する。

村民は、村からの要請又は指示を受け、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において、放射性物質の吸入抑制やガンマ線を遮へいすることにより被ばくを低減するために屋内退避を開始する。また、要配慮者については、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始するとともに、事前に避難先及び輸送手段を確保する等、避難準備を開始する。

### (2) 放射性物質放出後における防護措置

#### ア 避難又は一時移転

村は、原子力施設での事故発生により放射性物質が放出された場合には、国（緊急時モニタリングセンター）が実施する緊急時モニタリングによる空間放射線量率の測定結果をO I Lに照らし合わせ、国、県からの指示又は村独自の判断により、村民に対して、避難又は一時移転の指示を実施する。

村民は、避難又は一時移転の指示が発せられた場合に、自家用車等による避難を開始するものとし、要配慮者、避難行動要支援者、自力では避難できない村民は、一時集合場所へ移動したのち、手配されたバス等により避難を実施する。

なお、避難は、空間放射線量率が高い、又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施する防護措置であり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置である。

#### イ 飲食物の摂取制限

一時移転を実施する地域に対しては、地域生産物の摂取を制限する。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、結果がO I Lの基準を超える場合には、飲食物の出荷制限を判断する。

|            |                                     | 放射性物質放出前         |           |               | 放射性物質放出後<br>(OILの基準値超) |
|------------|-------------------------------------|------------------|-----------|---------------|------------------------|
|            |                                     | 警戒事態             | 施設敷地緊急事態  | 全面緊急事態        |                        |
| 村民         |                                     | 関係機関からの<br>情報に注意 | 屋内退避準備    | 屋内退避          | 避難・一時移転                |
| 児童・生徒      |                                     | 保護者への引渡し         | 屋内退避準備    | 屋内退避          | 避難・一時移転                |
| 要配慮者       | 病院等入院患者<br>社会福祉施設入所者<br>在宅の避難行動要支援者 | 関係機関からの<br>情報に注意 | 屋内退避準備    | 屋内退避・<br>避難準備 | 避難・一時移転                |
|            | 外国人                                 | 関係機関からの<br>情報に注意 | 屋内退避準備    | 屋内退避          | 避難・一時移転                |
| 一時滞在者（観光客） |                                     | 関係機関からの<br>情報に注意 | 重点区域外への退避 |               |                        |

引渡しが未了の児童・生徒は、  
学校から避難

## 6. 緊急時モニタリングの実施

緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供のために実施するものであり、放射性物質放出後、県又は国は、県があらかじめ設置しているモニタリングポスト、原子力事業者が整備する放射線測定設備、走行サーベイ又は可搬型モニタリングポスト等により空間放射線量率の測定を行い、必要な防護措置を検討する。

また、県モニタリングポストがOILの基準を超えない場合でも、事業所敷地内でOILの基準を超える通報があった場合には、走行サーベイ等による空間放射線量率の測定を行い、防護措置を検討する。

(1) 原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）の原子力災害対策重点区域内の県モニタリングポストと防護措置を検討する地区

| 県モニタリングポスト | 防護措置を検討する地区                                              |
|------------|----------------------------------------------------------|
| 石神局        | 石神地区（外宿一区、外宿二区、内宿一区、内宿二区、竹瓦区）及び周辺地区                      |
| 豊岡局        | 白方地区（白方区、豊岡区、岡区、百塚区、亀下区、豊白区、村松北区）及び周辺地区                  |
| 舟石川局       | 舟石川・船場地区（舟石川一区、舟石川二区、船場区）及び周辺地区                          |
| 押延局        | 中丸地区（押延区、須和間区、舟石川中丸区、原子力機構長堀区、緑ヶ丘区、南台区、フローレスタ須和間区）及び周辺地区 |
| 村松局        | 真崎地区（真崎区、舟石川三区、原子力機構荒谷台区）、村松地区（宿、照沼、川根区、原子力機構箕輪）及び周辺地区   |
| 原燃工局       | 押延区、須和間区、緑ヶ丘区、川根区及び周辺地区                                  |
| 三菱原燃局      | 船場区、舟石川一区、外宿一区及び周辺地区                                     |

- (2) 原子燃料工業（加工施設）の原子力災害対策重点区域内の県モニタリングポストと防護措置を検討する地区

| 県モニタリングポスト | 防護措置を検討する地区             |
|------------|-------------------------|
| 原燃工局       | 押延区，須和間区，緑ヶ丘区，川根区及び周辺地区 |
| 押延局        |                         |

- (3) 三菱原子燃料（加工施設）の原子力災害対策重点区域内の県モニタリングポストと防護措置を検討する地区

| 県モニタリングポスト | 防護措置を検討する地区          |
|------------|----------------------|
| 三菱原燃局      | 船場区，舟石川一区，外宿一区及び周辺地区 |
| 舟石川局       |                      |
| 本米崎局       |                      |

## 第2章 村民の避難等に係る通報連絡・広報

### 1. 警戒事態の通報連絡

- (1) 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において警戒事態が発生した場合は，当該事業所の原子力防災管理者は，直ちに村，県をはじめ，関係周辺市町村，県警察本部，消防機関，支援・研修センター，国の関係機関等に通報し，通報を受けた村は，指定地方公共機関及び避難先となる市町に対し，必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡するとともに，村民に対して広報を実施する。

- (2) 国が行う要請

国は，警戒事態に該当すると判断した場合は，直ちに関係地方公共団体等に必要な要請を行い，要請を受けた村は，避難先となる市町に対し，必要に応じて要請を受けた事項について連絡する。

- (3) 放射線監視における異常検知時に知事が行う連絡

県は，「(1) 原子力事業者が行う通報」がない場合において，平常時から実施している放射線監視において異常が検知された場合は，直ちに原子力防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに，関係する原子力事業者に対し事実関係，事故状況等を確認する。

### 2. 施設敷地緊急事態の通報連絡

- (1) 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において原子力災害対策特別措置法第10条に定める事象が発生した場合は，当該事業所の原子力防災管理者は，防災業務計画の定めるところにより，直ちに村，県をはじめ，官邸，原子力規制委員会，関係周辺市町村，県警察本部，消防機関，海上保安庁茨城海上保安部，原子力防災専門官，支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付し，通報を受けた村は，指定地方公共機関及び避難先となる市町に対し，必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡するとともに，村民に対して広報を実施する。

- (2) 国が行う要請

国は，施設敷地緊急事態に該当すると判断した場合は，直ちに関係地方公共団体等に，必要な要請を行い，要請を受けた村は，避難先となる市町に対し，必要に応じて要請を受けた事項について

連絡する。

(3) オフサイトセンターに派遣した職員との連絡

村は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、村が行う緊急事態応急対策の実施に必要な活動の状況、被害の状況に関する情報を随時連絡する。

### 3. 全面緊急事態の通報連絡

(1) 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において原子力災害対策特別措置法第15条に定める事象が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者は防災業務計画の定めるところにより、直ちに村、県をはじめ官邸、原子力規制委員会、関係周辺市町村、県警察本部、消防機関、海上保安庁茨城海上保安部、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付し、通報を受けた村は、指定地方公共機関及び避難先となる市町に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡するとともに、村民に対して広報を実施する。

(2) 国が行う指示

国は、全面緊急事態に該当すると判断した場合は、直ちに関係地方公共団体等に、屋内退避等の指示を行い、指示を受けた村は、避難先となる市町に対し、避難所開設の可否について確認する。

(3) オフサイトセンターに派遣した職員との連絡

村は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、村が行う緊急事態応急対策の実施に必要な活動の状況、被害の状況に関する情報を随時連絡する。

### 4. O I Lに基づく通報連絡

(1) 国が行う指示

国は、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率がO I Lの基準値を超え、避難又は一時移転の実施が必要と判断した場合は、直ちに関係地方公共団体等に、避難又は一時移転等の指示を行い、指示を受けた村は、避難先となる市町に対し、O I Lの基準値を超えた地区の村民の避難又は一時移転の開始を連絡する。

(2) オフサイトセンターに派遣した職員との連絡

村は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、村が行う緊急事態応急対策の実施に必要な活動の状況、被害の状況に関する情報を随時連絡する。

## 第3章 村民の屋内退避、避難及び一時移転の体制

### 1. 村民の屋内退避、避難及び一時移転

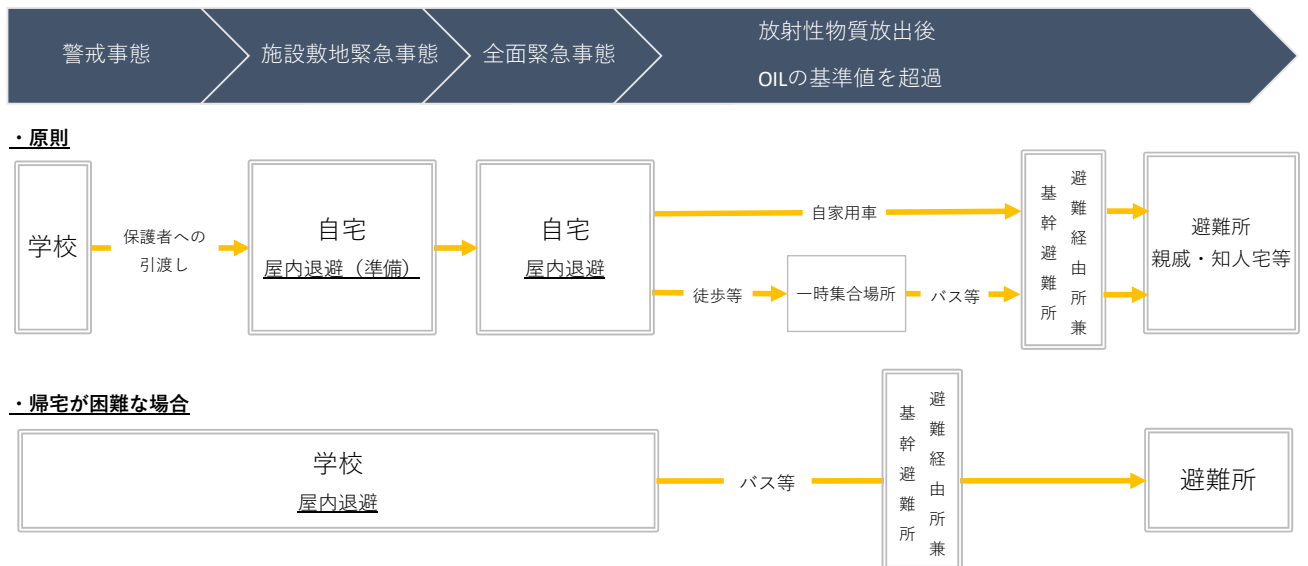
村民は、事故の状況が施設敷地緊急事態に至り、屋内退避準備の要請が発せられた段階で屋内退避準備を実施し、事態が進展して全面緊急事態に至り、屋内退避の指示が発せられた段階で、屋内退避を実施する。その後、O I Lの基準を超え、避難又は一時移転の指示が発せられた場合は、自家用車等による避難を開始する。なお、渋滞の抑制や避難先での駐車場の確保の観点から、可能な限り複数人の乗り合いにより避難をする。また、自家用車を持たないあるいは自家用車を使用しない村民は、一時集合場所へ移動したのち、手配されたバス等により避難を実施する。



## 2. 児童等の屋内退避，避難及び一時移転

学校等の管理者は、あらかじめ定めた避難マニュアル等により、警戒事態の段階で児童等の保護者への引渡しを行う。

学校等からの帰宅が困難又は保護者への引渡しができない児童等は、学校等で屋内退避するものとし、OILの基準を超え、避難又は一時移転の指示が発せられた場合は、手配されたバス等により避難を実施する。



## 3. 要配慮者の屋内退避，避難及び一時移転

要配慮者は、事故発生事業所の状況が施設敷地緊急事態に至り、屋内退避準備の要請が発せられた段階で屋内退避準備を実施し、事態が進展して全面緊急事態に至り、屋内退避並びに避難及び一時移転の準備の指示が発せられた段階で、屋内退避を実施するとともに、避難又は一時移転に備えた準備を実施する。その後、OILの基準を超え、避難又は一時移転の指示が発せられた場合は、必要に応じて適した避難環境の施設に避難する。

### (1) 在宅の避難行動要支援者の避難

ア 避難行動要支援者は、あらかじめ定めた「個別避難計画」などにより、村職員、関係機関職員等の支援を得て、村内の一時集合場所に移動し、手配されたバス等により村内又は村外の避難所へ避難する。また、避難の実施にストレッチャー対応車両、車イス対応車両等の福祉車両が必要な要支援者の避難は、手配された福祉車両で、村職員、関係機関職員等の支援を得て、自宅から直接避難を実施する。

イ 受入先の調整に時間を要する場合や安全な搬送手段が確保されるまでの間は、放射線防護対策施

設で屋内退避を実施する。

## (2) 病院等入院患者、社会福祉施設入所者の避難

ア 施設管理者は、村及び県と連携し、病院・社会福祉施設等と受入れの調整を行い、準備が整い次第、施設所有の避難車両等により入院患者等を避難させる。

イ 受入先の調整に時間を要する場合や安全な搬送手段が確保されるまでの間は、施設内で屋内退避を実施することとし、放射線防護対策を講じていない病院・社会福祉施設の入院患者・入所者は、県又は村が整備した放射線防護対策施設にて屋内退避を実施する。



## 4. 一時滞在者（観光客等）の屋内退避、避難及び一時移転

### (1) 帰宅勧告

県及び村は、観光客等一時滞在者に対して、施設敷地緊急事態の段階で帰宅することを勧告し、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

### (2) 帰宅できない場合の対応

屋内退避が指示された段階で帰宅等ができない場合は、村内の公共施設等で屋内退避を実施する。

また、避難又は一時移転が指示された段階で帰宅等できない場合は、最寄りの一時集合場所から村民とともにバス等により避難を実施する。

## 第4章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査・簡易除染

### 1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

#### (1) 配布及び服用の指示

村は、緊急時モニタリング結果等に応じた避難又は一時移転の防護措置を実施する場合は、国の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。

#### (2) 緊急時における配布

ア 村民は、事前配布した安定ヨウ素剤を紛失している、外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、身近に安定ヨウ素剤がない村民や一時滞在者については、避難の際に村から緊急配布される安定ヨウ素剤を服用し避難する。

イ 安定ヨウ素剤の緊急配布場所は、一時集合場所を原則とするほか、村は、県と協議の上、避難経

路上等の適切な場所に緊急配布場所を設ける。

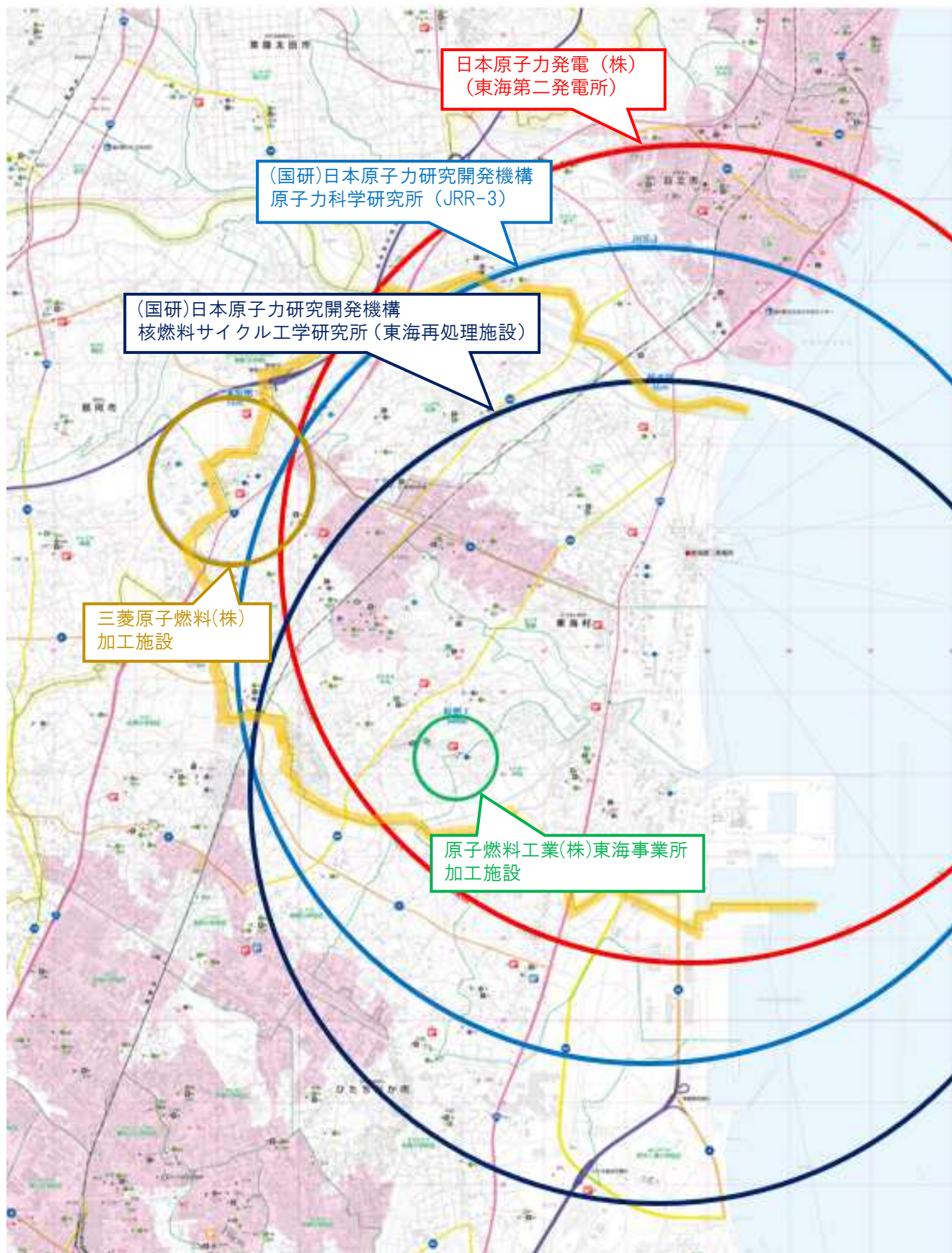
## 2. 避難退域時検査・簡易除染の実施

避難又は一時移転の指示が出た場合には、一時移転等をした村民や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するため、県が、国、指定公共機関及び原子力事業者等と連携協力し、国が定める手順に従い避難退域時検査及び除染を実施する。

なお、検査実施場所は、村が指定する避難所とする。

## 資料編

資料 1. 原子力災害対策重点区域の範囲



資料 2－1. 日本原子力発電(株)東海第二発電所での発災時における避難先

| 地区     | 地域                                                                                                                                                                      | 人口      | 避難経由所兼基幹避難所                                                           | 避難先              |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------|------------------|
| 石神     | 外宿一（石神外宿）<br>外宿二（石神外宿）<br>内宿一（石神内宿，白方，東海 3 丁目）<br>内宿二（石神内宿，亀下）<br>竹瓦（竹瓦）                                                                                                | 4,682 人 | 常総運動公園<br>（守谷市野木崎 4700）                                               | 守谷市              |
| 村松     | 宿（村松，照沼）<br>照沼（照沼）<br>川根（村松，照沼，須和間）<br>原子力機構箕輪（村松，照沼）                                                                                                                   | 1,604 人 | 取手競輪場<br>（取手市白山 6-2-8）                                                | 取手市              |
| 白方     | 白方（白方，白方中央 1 丁目，白方中央 2 丁目）<br>豊岡（豊岡）<br>岡（豊岡，石神内宿）<br>百塚（豊岡，東海 1 丁目，東海 2 丁目，豊白 1 丁目）<br>亀下（亀下，石神内宿）<br>豊白（白方，豊岡，豊白 1 丁目）<br>村松北（村松北 1 丁目，村松北 2 丁目，村松）                   | 9,199 人 | つくばみらい市役所伊奈庁舎<br>（つくばみらい市福田 195）<br>つくばみらい市役所谷和原庁舎<br>（つくばみらい市加藤 237） | つくばみらい市<br>又は取手市 |
| 真崎     | 真崎（村松）<br>舟石川三（舟石川，村松北 1 丁目，豊白 1 丁目，舟石川駅東 2 丁目，舟石川駅東 3 丁目）<br>原子力機構荒谷台（村松）                                                                                              | 5,009 人 | 常総運動公園<br>（守谷市野木崎 4700）                                               | 守谷市              |
| 中丸     | 押延（村松）<br>須和間（須和間）<br>舟石川中丸（村松，舟石川駅東 1 丁目，舟石川駅東 2 丁目，舟石川駅東 3 丁目，舟石川駅東 4 丁目）<br>原子力機構長堀（村松，舟石川）<br>緑ヶ丘（村松，須和間）<br>南台（須和間）<br>フローレスタ須和間（須和間）                              | 8,698 人 | 取手競輪場<br>（取手市白山 6-2-8）                                                | 取手市              |
| 舟石川・船場 | 船場（船場）<br>舟石川一（石神外宿，石神内宿，白方，舟石川，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，大山台 1 丁目）<br>舟石川二（舟石川，船場，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 2 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，東海 1 丁目，東海 2 丁目，東海 3 丁目，大山台 2 丁目） | 8,959 人 | 取手競輪場<br>（取手市白山 6-2-8）                                                | 取手市              |

※ 対象人口：住民基本台帳（令和 7 年 1 月 1 日）

資料 2 - 2. 日本原子力発電(株)東海第二発電所での発災時における避難経路等

| 地区 | 地域                                                                                                                                                    | 主な道路                                                                | 避難先              |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------|
| 石神 | 外宿一（石神外宿）<br>外宿二（石神外宿）<br>内宿一（石神内宿，白方，東海 3 丁目）<br>内宿二（石神内宿，亀下）<br>竹瓦（竹瓦）                                                                              | 東海スマート IC ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC                                         | 守谷市              |
|    |                                                                                                                                                       | 常陸那珂港 IC（ひたち海浜公園 IC・ひたちなか IC）<br>⇒ 東水戸道路 ⇒ 友部 JCT ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC |                  |
|    |                                                                                                                                                       | 国道 6 号                                                              |                  |
|    |                                                                                                                                                       | 国道 245 号 ⇒ 国道 51 号 ⇒ 県道 5 号（竜ヶ崎潮来線）                                 |                  |
| 村松 | 宿（村松，照沼）<br>照沼（照沼）<br>川根（村松，照沼，須和間）<br>原子力機構箕輪（村松，照沼）                                                                                                 | 常陸那珂港 IC（ひたち海浜公園 IC・ひたちなか IC）<br>⇒ 東水戸道路 ⇒ 友部 JCT ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC | 取手市              |
|    |                                                                                                                                                       | 東海スマート IC ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC                                         |                  |
|    |                                                                                                                                                       | 国道 6 号                                                              |                  |
|    |                                                                                                                                                       | 国道 245 号 ⇒ 国道 51 号 ⇒ 県道 5 号（竜ヶ崎潮来線）                                 |                  |
| 白方 | 白方（白方，白方中央 1 丁目，白方中央 2 丁目）<br>豊岡（豊岡）<br>岡（豊岡，石神内宿）<br>百塚（豊岡，東海 1 丁目，東海 2 丁目，豊白 1 丁目）<br>亀下（亀下，石神内宿）<br>豊白（白方，豊岡，豊白 1 丁目）<br>村松北（村松北 1 丁目，村松北 2 丁目，村松） | 東海スマート IC ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷田部 IC                                         | つくばみらい市<br>又は取手市 |
|    |                                                                                                                                                       | 常陸那珂港 IC（ひたち海浜公園 IC・ひたちなか IC）<br>⇒ 東水戸道路 ⇒ 友部 JCT ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC |                  |
|    |                                                                                                                                                       | 国道 6 号                                                              |                  |
|    |                                                                                                                                                       | 国道 245 号 ⇒ 国道 51 号 ⇒ 県道 5 号（竜ヶ崎潮来線）                                 |                  |
| 真崎 | 真崎（村松）<br>舟石川三（舟石川，村松北 1 丁目，豊白 1 丁目，舟石川駅東 2 丁目，舟石川駅東 3 丁目）<br>原子力機構荒谷台（村松）                                                                            | 東海スマート IC ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC                                         | 守谷市              |
|    |                                                                                                                                                       | 常陸那珂港 IC（ひたち海浜公園 IC・ひたちなか IC）<br>⇒ 東水戸道路 ⇒ 友部 JCT ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC |                  |
|    |                                                                                                                                                       | 国道 6 号                                                              |                  |
|    |                                                                                                                                                       | 国道 245 号 ⇒ 国道 51 号 ⇒ 県道 5 号（竜ヶ崎潮来線）                                 |                  |
| 中丸 | 押延（村松）<br>須和間（須和間）<br>舟石川中丸（村松，舟石川駅東 1 丁目，舟石川駅東 2 丁目，舟石川駅東 3 丁目，舟石川駅東 4 丁目）<br>原子力機構長堀（村松，舟石川）                                                        | 常陸那珂港 IC（ひたち海浜公園 IC・ひたちなか IC）<br>⇒ 東水戸道路 ⇒ 友部 JCT ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC | 取手市              |
|    |                                                                                                                                                       | 東海スマート IC ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC                                         |                  |
|    |                                                                                                                                                       | 国道 6 号                                                              |                  |

|        |                                                                                                                                                                         |                                                                 |     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----|
|        | 緑ヶ丘（村松，須和間）<br>南台（須和間）<br>フローレスタ須和間（須和間）                                                                                                                                | 国道 245 号 ⇒ 国道 51 号 ⇒ 県道 5 号（竜ヶ崎潮来線）                             |     |
| 舟石川・船場 | 船場（船場）<br>舟石川一（石神外宿，石神内宿，白方，舟石川，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，大山台 1 丁目）<br>舟石川二（舟石川，船場，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 2 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，東海 1 丁目，東海 2 丁目，東海 3 丁目，大山台 2 丁目） | 東海スマート IC ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC                                     | 取手市 |
|        |                                                                                                                                                                         | 常陸那珂港 IC（ひたち海浜公園 IC・ひたちなか IC）⇒ 東水戸道路 ⇒ 友部 JCT ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 谷和原 IC |     |
|        |                                                                                                                                                                         | 国道 6 号                                                          |     |
|        |                                                                                                                                                                         | 国道 245 号 ⇒ 国道 51 号 ⇒ 県道 5 号（竜ヶ崎潮来線）                             |     |

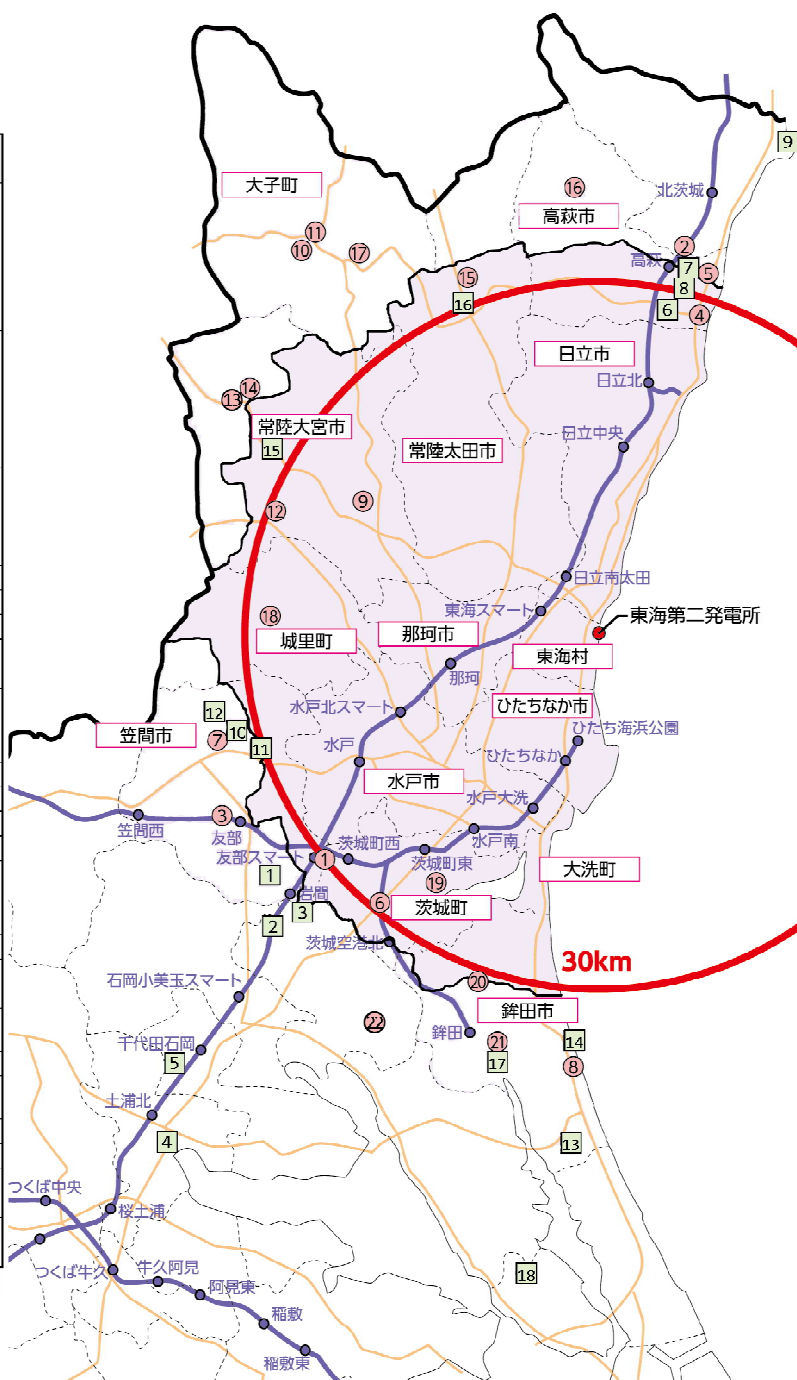
資料 2 - 3. 日本原子力発電(株)東海第二発電所での発災時における一時集合場所

| 地区     | 地域                                                                                        | 一時集合場所  |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 石神     | 外宿一（石神外宿）                                                                                 | 石神コミセン  |
|        | 外宿二（石神外宿）                                                                                 | 石神小学校   |
|        | 内宿一（石神内宿，白方，東海 3 丁目）                                                                      | 石神コミセン  |
|        | 内宿二（石神内宿，亀下）                                                                              | 石神コミセン  |
|        | 竹瓦（竹瓦）                                                                                    | 石神小学校   |
| 村松     | 宿（村松，照沼）                                                                                  | 照沼小学校   |
|        | 照沼（照沼）                                                                                    | 照沼小学校   |
|        | 川根（村松，照沼，須和間）                                                                             | 照沼小学校   |
|        | 原子力機構箕輪（村松，照沼）                                                                            | 照沼小学校   |
| 白方     | 白方（白方，白方中央 1 丁目，白方中央 2 丁目）                                                                | 白方コミセン  |
|        | 豊岡（豊岡）                                                                                    | 白方コミセン  |
|        | 岡（豊岡，石神内宿）                                                                                | 石神コミセン  |
|        | 百塚（豊岡，東海 1 丁目，東海 2 丁目，豊白 1 丁目）                                                            | 東海中学校   |
|        | 亀下（亀下，石神内宿）                                                                               | 石神コミセン  |
|        | 豊白（白方，豊岡，豊白 1 丁目）                                                                         | 東海中学校   |
|        | 村松北（村松北 1 丁目，村松北 2 丁目，村松）                                                                 | 東海中学校   |
| 真崎     | 真崎（村松）                                                                                    | 真崎コミセン  |
|        | 舟石川三（舟石川，村松北 1 丁目，豊白 1 丁目，舟石川駅東 2 丁目，舟石川駅東 3 丁目）                                          | 東海中学校   |
|        | 原子力機構荒谷台（村松）                                                                              | 東海中学校   |
| 中丸     | 押延（村松）                                                                                    | 中丸コミセン  |
|        | 須和間（須和間）                                                                                  | 中丸コミセン  |
|        | 舟石川中丸（村松，舟石川駅東 1 丁目，舟石川駅東 2 丁目，舟石川駅東 3 丁目，舟石川駅東 4 丁目）                                     | 文化センター  |
|        | 原子力機構長堀（村松，舟石川）                                                                           | 文化センター  |
|        | 緑ヶ丘（村松，須和間）                                                                               | 中丸コミセン  |
|        | 南台（須和間）                                                                                   | 中丸コミセン  |
|        | フローレスタ須和間（須和間）                                                                            | 中丸コミセン  |
| 舟石川・船場 | 船場（船場）                                                                                    | 舟石川コミセン |
|        | 舟石川一（石神外宿，石神内宿，白方，舟石川，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，大山台 1 丁目）                          | 舟石川コミセン |
|        | 舟石川二（舟石川，船場，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 2 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，東海 1 丁目，東海 2 丁目，東海 3 丁目，大山台 2 丁目） | 舟石川コミセン |

資料 2 - 4. 日本原子力発電(株)東海第二発電所での発災時における避難退域時検査場所

| 検査場所                         | 検査レーン数 | 対象人口      | 対象車両数<br>(見込) |
|------------------------------|--------|-----------|---------------|
| ① 常磐道友部サービスエリア               | 5      | 223,957 人 | 77,696 台      |
| ① 笠間市岩間海洋センター                | 5      |           |               |
| ② 常磐道美野里パーキングエリア             | 2      |           |               |
| ③ 県農業総合センター                  | 1      |           |               |
| ④ 土浦合同庁舎                     | 2      |           |               |
| ⑤ 第1常陸野公園                    | 3      | 181,723 人 | 63,063 台      |
| ② 常磐道中郷サービスエリア               | 5      |           |               |
| ⑥ 高萩市民球場                     | 3      |           |               |
| ⑦ 高萩市リサイクルセンター               | 3      |           |               |
| ⑧ サンスポーツランド高萩                | 2      |           |               |
| ⑨ 茨城県近代美術館<br>天心記念五浦分館       | 2      | 188,044 人 | 65,243 台      |
| ③ 北関東道笠間パーキングエリア             | 5      |           |               |
| ⑩ 県立笠間高等学校                   | 3      |           |               |
| ⑪ 笠間芸術の森公園東駐車場               | 2      |           |               |
| ⑫ 笠間市総合公園                    | 3      |           |               |
| ④ 高萩市立高萩中学校                  | 1      | 2,209 人   | 767 台         |
| ⑤ 県立高萩清松高等学校                 | 1      | 3,034 人   | 1,053 台       |
| ⑥ 県立茨城東高等学校                  | 1      | 3,108 人   | 1,079 台       |
| ⑦ 旧笠間市役所                     | 3      | 66,370 人  | 23,033 台      |
| ⑫ 笠間市総合公園                    | 4      |           |               |
| ⑧ 鹿島灘海浜公園                    | 4      |           |               |
| ⑬ 鉾田市大洋運動場                   | 4      |           |               |
| ⑭ 大竹海岸駐車場                    | 4      |           |               |
| ⑨ 大宮運動公園                     | 2      | 6,159 人   | 2,139 台       |
| ⑩ 大子合同庁舎                     | 1      | 8,762 人   | 3,043 台       |
| ⑪ 大子町中央公民館                   | 1      | 3,876 人   | 1,349 台       |
| ⑫ 常陸大宮市御前山支所                 | 3      | 21,655 人  | 7,520 台       |
| ⑬ 道の駅みわ                      | 1      | 20,541 人  | 7,133 台       |
| ⑮ 物産センターかざぐるま<br>- 常陸大宮市美和支所 | (1)    |           |               |
| ⑭ 常陸大宮市美和支所                  | 1      |           |               |
| ⑮ 里美ふれあい館                    | 3      |           |               |
| ⑮ 里美文化センター                   | 2      |           |               |
| ⑮ 高萩ユーフィールド<br>(旧高萩市立石田小中学校) | 1      | 221 人     | 80 台          |
| ⑯ 袋田の滝第二駐車場                  | 1      | 4,598 人   | 1,599 台       |
| ⑯ 城里町衛生センター・<br>物産センター山桜     | 1      | 4,578 人   | 1,595 台       |
| ⑱ 県立消防学校                     | 1      | 5,509 人   | 1,912 台       |
| ⑲ 県立鉾田農業高等学校                 | 1      | 2,566 人   | 891 台         |
| ⑲ 鉾田合同庁舎                     | 1      | 8,389 人   | 2,917 台       |
| ⑲ 県立鉾田第一高等学校                 | 1      |           |               |
| ⑳ 空のえき そらら                   | 3      | 32,921 人  | 11,433 台      |
| ⑲ 水郷県民の森                     | 4      |           |               |

■ メイン検査場所    ■ サブ検査場所



資料３－１．原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）での発災時における避難先

| 地区     | 地域                                                                                                                                                                      | 人口      | 避難経由所兼基幹避難所                 | 避難先                |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------|--------------------|
| 石神     | 外宿一（石神外宿）<br>外宿二（石神外宿）<br>内宿一（石神内宿，白方，東海３丁目）<br>内宿二（石神内宿，亀下）<br>竹瓦（竹瓦）                                                                                                  | 4,682 人 | 太子清流高等学校<br>（太子町太子 224）     | 太子町又は<br>常陸太田市     |
| 村松     | 宿（村松，照沼）<br>照沼（照沼）<br>川根（村松，照沼，須和間）<br>原子力機構箕輪（村松，照沼）                                                                                                                   | 1,604 人 | 常北公民館<br>（城里町下青山 1-1）       | 城里町                |
| 白方     | 白方（白方，白方中央 1 丁目，白方中央 2 丁目）<br>豊岡（豊岡）<br>岡（豊岡，石神内宿）<br>百塚（豊岡，東海 1 丁目，東海 2 丁目，豊白 1 丁目）<br>亀下（亀下，石神内宿）<br>豊白（白方，豊岡，豊白 1 丁目）<br>村松北（村松北 1 丁目，村松北 2 丁目，村松）                   | 9,199 人 | 生涯学習センター<br>（常陸太田市中城町 3280） | 常陸太田市              |
| 真崎     | 真崎（村松）<br>舟石川三（舟石川，村松北 1 丁目，豊白 1 丁目，舟石川駅東 2 丁目，舟石川駅東 3 丁目）<br>原子力機構荒谷台（村松）                                                                                              | 5,009 人 | 市民体育館<br>（高萩市高萩 17-4）       | 高萩市                |
| 中丸     | 押延（村松）<br>須和間（須和間）<br>舟石川中丸（村松，舟石川駅東 1 丁目，舟石川駅東 2 丁目，舟石川駅東 3 丁目，舟石川駅東 4 丁目）<br>原子力機構長堀（村松，舟石川）<br>緑ヶ丘（村松，須和間）<br>南台（須和間）<br>フローレスタ須和間（須和間）                              | 8,698 人 | 笠松運動公園<br>（那珂市向山 1282-1）    | 那珂市又は<br>城里町       |
| 舟石川・船場 | 船場（船場）<br>舟石川一（石神外宿，石神内宿，白方，舟石川，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，大山台 1 丁目）<br>舟石川二（舟石川，船場，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 2 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，東海 1 丁目，東海 2 丁目，東海 3 丁目，大山台 2 丁目） | 8,959 人 | 西部総合公園<br>（常陸大宮市工業団地 25）    | 常陸大宮市<br>又は<br>城里町 |

※ 対象人口：住民基本台帳（令和 7 年 1 月 1 日）

資料 3 - 2. 原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）での発災時における避難経路等

| 地区 | 地域                                                                                                                                                    | 主な道路                                                                                                                                                                              | 避難先市       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 石神 | 外宿一（石神外宿）<br>外宿二（石神外宿）<br>内宿一（石神内宿，白方，東海 3 丁目）<br>内宿二（石神内宿，亀下）<br>竹瓦（竹瓦）                                                                              | 国道 293 号（常陸太田東バイパス）⇒ 国道 349 号 ⇒ 国道 461 号 ⇒ 県道 33 号（常陸太田大子線）<br>国道 293 号（常陸太田東バイパス）⇒ 県道 29 号（常陸太田那須烏山線）⇒ 県道 33 号（常陸太田大子線）<br>国号 6 号 ⇒ 県道 62 号（常陸那珂港山方線）⇒ 県道 104 号（那珂瓜連線）⇒ 国道 118 号 | 大子町又は常陸太田市 |
| 村松 | 宿（村松，照沼）<br>照沼（照沼）<br>川根（村松，照沼，須和間）<br>原子力機構箕輪（村松，照沼）                                                                                                 | 東海スマート IC ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 水戸北 IC ⇒ 国道 123 号<br>県道 31 号（瓜連馬渡線）⇒ 国道 118 号 ⇒ 県道 61 号（日立笠間線）<br>県道 31 号（瓜連馬渡線）⇒ 県道 65 号（那珂インター線）⇒ バードライン ⇒ 県道 61 号（日立笠間線）                                  | 城里町        |
| 白方 | 白方（白方，白方中央 1 丁目，白方中央 2 丁目）<br>豊岡（豊岡）<br>岡（豊岡，石神内宿）<br>百塚（豊岡，東海 1 丁目，東海 2 丁目，豊白 1 丁目）<br>亀下（亀下，石神内宿）<br>豊白（白方，豊岡，豊白 1 丁目）<br>村松北（村松北 1 丁目，村松北 2 丁目，村松） | 国道 293 号<br>国道 293 号（常陸太田東バイパス）<br>県道 62 号（常陸那珂港山方線）⇒ 国道 349 号                                                                                                                    | 常陸太田市      |
| 真崎 | 真崎（村松）<br>舟石川三（舟石川，村松北 1 丁目，豊白 1 丁目，舟石川駅東 2 丁目，舟石川駅東 3 丁目）<br>原子力機構荒谷台（村松）                                                                            | 東海スマート IC ⇒ 常磐自動車道 ⇒ 高萩 IC<br>国道 245 号 ⇒ 国道 6 号（日立バイパス）⇒ 国道 6 号<br>国道 6 号                                                                                                         | 高萩市        |
| 中丸 | 押延（村松）<br>須和間（須和間）<br>舟石川中丸（村松，舟石川駅東 1 丁目，舟石川駅東 2 丁目，舟石川駅東 3 丁目，舟石川駅東 4 丁目）<br>原子力機構長堀（村松，舟石川）<br>緑ヶ丘（村松，須和間）<br>南台（須和間）<br>フローレスタ須和間（須和間）            | かえで通り<br>もみじ通り<br>国道 6 号                                                                                                                                                          | 那珂市又は城里町   |

|        |                                                                                                                                                 |                                              |                |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------|
| 舟石川・船場 | 船場（船場）<br>舟石川一（石神外宿，石神内宿，白方，舟石川，舟石川駅西1丁目，舟石川駅西3丁目，舟石川駅西4丁目，大山台1丁目）<br>舟石川二（舟石川，船場，舟石川駅西1丁目，舟石川駅西2丁目，舟石川駅西3丁目，舟石川駅西4丁目，東海1丁目，東海2丁目，東海3丁目，大山台2丁目） | 県道 62 号（常陸那珂港山方線）⇒ 県道 104 号（那珂瓜連線）⇒ 国道 118 号 | 常陸大宮市<br>又は城里町 |
|        |                                                                                                                                                 | 国道 293 号                                     |                |
|        |                                                                                                                                                 | 県道 31 号（瓜連馬渡線）⇒ 118 号                        |                |

資料３－３．原子力科学研究所（JRR-3）及び核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）での発災時における一時集合場所

| 地区     | 地域                                                                        | 一時集合場所  |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|---------|
| 石神     | 外宿一（石神外宿）                                                                 | 石神コミセン  |
|        | 外宿二（石神外宿）                                                                 | 石神小学校   |
|        | 内宿一（石神内宿，白方，東海３丁目）                                                        | 石神コミセン  |
|        | 内宿二（石神内宿，亀下）                                                              | 石神コミセン  |
|        | 竹瓦（竹瓦）                                                                    | 石神小学校   |
| 村松     | 宿（村松，照沼）                                                                  | 照沼小学校   |
|        | 照沼（照沼）                                                                    | 照沼小学校   |
|        | 川根（村松，照沼，須和間）                                                             | 照沼小学校   |
|        | 原子力機構箕輪（村松，照沼）                                                            | 照沼小学校   |
| 白方     | 白方（白方，白方中央１丁目，白方中央２丁目）                                                    | 白方コミセン  |
|        | 豊岡（豊岡）                                                                    | 白方コミセン  |
|        | 岡（豊岡，石神内宿）                                                                | 石神コミセン  |
|        | 百塚（豊岡，東海１丁目，東海２丁目，豊白１丁目）                                                  | 東海中学校   |
|        | 亀下（亀下，石神内宿）                                                               | 石神コミセン  |
|        | 豊白（白方，豊岡，豊白１丁目）                                                           | 東海中学校   |
|        | 村松北（村松北１丁目，村松北２丁目，村松）                                                     | 東海中学校   |
| 真崎     | 真崎（村松）                                                                    | 真崎コミセン  |
|        | 舟石川三（舟石川，村松北１丁目，豊白１丁目，舟石川駅東２丁目，舟石川駅東３丁目）                                  | 東海中学校   |
|        | 原子力機構荒谷台（村松）                                                              | 東海中学校   |
| 中丸     | 押延（村松）                                                                    | 中丸コミセン  |
|        | 須和間（須和間）                                                                  | 中丸コミセン  |
|        | 舟石川中丸（村松，舟石川駅東１丁目，舟石川駅東２丁目，舟石川駅東３丁目，舟石川駅東４丁目）                             | 文化センター  |
|        | 原子力機構長堀（村松，舟石川）                                                           | 文化センター  |
|        | 緑ヶ丘（村松，須和間）                                                               | 中丸コミセン  |
|        | 南台（須和間）                                                                   | 中丸コミセン  |
|        | フローレスタ須和間（須和間）                                                            | 中丸コミセン  |
| 舟石川・船場 | 船場（船場）                                                                    | 舟石川コミセン |
|        | 舟石川一（石神外宿，石神内宿，白方，舟石川，舟石川駅西１丁目，舟石川駅西３丁目，舟石川駅西４丁目，大山台１丁目）                  | 舟石川コミセン |
|        | 舟石川二（舟石川，船場，舟石川駅西１丁目，舟石川駅西２丁目，舟石川駅西３丁目，舟石川駅西４丁目，東海１丁目，東海２丁目，東海３丁目，大山台２丁目） | 舟石川コミセン |

資料４－１．原子燃料工業㈱（加工施設）での発災時における避難先

| 地区 | 地域            | 人口      | 避難経由所兼基幹避難所                     | 避難先 |
|----|---------------|---------|---------------------------------|-----|
| 中丸 | 押延（村松）        | 947 人   | 白方コミュニティセンター<br>（東海村白方 2077）    | 村内  |
|    | 須和間（須和間）      | 1,020 人 | 舟石川コミュニティセンター<br>（東海村舟石川 158-1） | 村内  |
|    | 緑ヶ丘（村松，須和間）   | 683 人   | 真崎コミュニティセンター<br>（東海村村松 835-1）   | 村内  |
| 村松 | 川根（村松，照沼，須和間） | 390 人   | 村松コミセン<br>（東海村村松 3370-24）       | 村内  |

※ 対象人口：住民基本台帳（令和 7 年 1 月 1 日）

資料４－２．原子燃料工業㈱（加工施設）での発災時における一時集合場所

| 地区 | 地域            | 一時集合場所 |
|----|---------------|--------|
| 中丸 | 押延（村松）        | 押延集会所  |
|    | 須和間（須和間）      | 中丸コミセン |
|    | 緑ヶ丘（村松，須和間）   | 緑ヶ丘集会所 |
| 村松 | 川根（村松，照沼，須和間） | 川根集会所  |

資料５－１．三菱原子燃料(株)（加工施設）での発災時における避難先

| 地区     | 地域                                                               | 人口      | 避難経由所兼基幹避難所                  | 避難先     |
|--------|------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------|---------|
| 石神     | 外宿一（石神外宿）                                                        | 895 人   | 生涯学習センター<br>（常陸太田市中城町 3280）  | 常陸太田市   |
| 舟石川・船場 | 船場（船場）                                                           | 1,926 人 | 笠松運動公園<br>（ひたちなか市佐和 2197-28） | ひたちなか市  |
|        | 舟石川一（石神外宿，石神内宿，白方，舟石川，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，大山台 1 丁目） | 4,152 人 | 白方コミュニティセンター<br>（東海村白方 2077） | 村内又は日立市 |

※ 対象人口：住民基本台帳（令和 7 年 1 月 1 日）

資料５－２．三菱原子燃料(株)（加工施設）での発災時における避難経路等

| 地区     | 地域                                                               | 主な道路                        | 避難先     |
|--------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------|
| 石神     | 外宿一（石神外宿）                                                        | 国道 293 号                    | 常陸太田市   |
|        |                                                                  | 県道 62 号（常陸那珂港山方線）⇒ 国道 349 号 |         |
| 舟石川・船場 | 船場（船場）                                                           | 村道 0101 号（かえで通り）            | ひたちなか市  |
|        |                                                                  | 村道 0102 号（もみじ通り）            |         |
|        |                                                                  | 国道 6 号                      |         |
|        | 舟石川一（石神外宿，石神内宿，白方，舟石川，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，大山台 1 丁目） | （日立市への避難が必要な場合）             | 村内又は日立市 |
|        |                                                                  | 国道 6 号                      |         |
|        |                                                                  | 国道 245 号                    |         |
|        |                                                                  | 県道 358 号（日立東海線）             |         |

※ 村内避難所への避難経路は除く。

資料 5－3. 三菱原子燃料(株) (加工施設) での発災時における一時集合場所

| 地区                         | 地域                                                               | 一時集合場所     |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------|------------|
| 石<br>神                     | 外宿一（石神外宿）                                                        | 外宿一区自治会集会所 |
| 舟<br>石<br>川<br>・<br>船<br>場 | 船場（船場）                                                           | 船場集会所      |
|                            | 舟石川一（石神外宿，石神内宿，白方，舟石川，舟石川駅西 1 丁目，舟石川駅西 3 丁目，舟石川駅西 4 丁目，大山台 1 丁目） | 舟石川コミセン    |

資料6. 村内のモニタリングポスト設置場所



## (参考) 用語の解説

- ・ P A Z (Precautionary Action Zone)：急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し、又は最小化するため、E A L に応じて直ちに避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置を準備する区域。本計画では村の全域が含まれる。
- ・ U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone)：確率的影響のリスクを低減するため、E A L、O I L に基づき、屋内退避、避難等を実施する等、緊急防護措置を準備する区域。本計画では村の全域又は一部が含まれる。
- ・ E A L (Emergency Action Level)：緊急時活動レベル。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準。原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく。
- ・ O I L (Operational Intervention Level)：運用上の介入レベル。防護措置を実施する基準を、測定器等の数値で表したもの。防護措置導入の判断材料として用いられる。

| 基準の種類   | 空間放射線量率等                                    |               |                  | 必要な防護措置                                               |
|---------|---------------------------------------------|---------------|------------------|-------------------------------------------------------|
| O I L 1 | 500 $\mu$ Sv/h<br>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)   |               |                  | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)            |
| O I L 2 | 20 $\mu$ Sv/h<br>(地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)    |               |                  | 1 日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。    |
| O I L 4 | $\beta$ 線：40,000cpm<br>(皮膚から数 cm での検出器の計数率) |               |                  | 避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。            |
| O I L 6 | 核種                                          | 飲料水<br>牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |
|         | 放射性ヨウ素                                      | 300 Bq/kg     | 2,000 Bq/kg      |                                                       |
|         | 放射性セシウム                                     | 200 Bq/kg     | 500 Bq/kg        |                                                       |
|         | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種                       | 1 Bq/kg       | 10 Bq/kg         |                                                       |
|         | ウラン                                         | 20 Bq/kg      | 100 Bq/kg        |                                                       |

- ・ 確定的影響：一定量以上の放射線を受けることで現れる影響のことで、比較的多量の放射線を受けばくした場合に生じる脱毛、白内障、不妊、造血機能低下等が該当する。放射線を受ける量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。
- ・ 確率的影響：一定量の放射線を受けたとしても、必ずしも影響が現れるわけではなく、放射線を受ける量に比例して障害発症の確率が増えるような影響のこと。
- ・ 緊急事態区分：原子力施設の状況に応じて、緊急事態を区分し、各区分における原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするもの。警戒事態、施設敷地緊

急事態及び全面緊急事態の3つの区分がある。

- ・ 警戒事態：その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。
- ・ 施設敷地緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。
- ・ 全面緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。
- ・ 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の防災対策において特に配慮を要する者。
- ・ 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生したときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。
- ・ 施設敷地緊急事態要避難者：要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者。
- ・ 避難：空間放射線量率等が高い、又高くなるおそれのある地点から、速やかに離れるため緊急で実施する行為。
- ・ 一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の不要な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する行為。
- ・ 屋内退避：村民が比較的容易に取ることができる対策で、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することで被ばくの低減を図る行為。特に、病院や社会福祉施設等では避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効。